

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年2月12日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成30年12月12日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第5項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第16条の4第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800

13	158, 300	214, 700	248, 100	286, 500	315, 000	344, 600
14	159, 800	216, 500	249, 600	288, 600	317, 100	346, 600
15	161, 300	218, 200	250, 900	290, 600	319, 300	348, 600
16	162, 900	220, 000	252, 300	292, 600	321, 400	350, 600
17	164, 200	221, 700	253, 800	294, 400	323, 300	352, 300
18	165, 700	223, 400	255, 400	296, 400	325, 300	354, 300
19	167, 200	225, 000	257, 100	298, 500	327, 300	356, 100
20	168, 700	226, 600	258, 900	300, 500	329, 300	358, 000
21	170, 100	228, 000	260, 500	302, 400	331, 000	359, 900
22	172, 800	229, 700	262, 300	304, 500	333, 100	361, 800
23	175, 400	231, 300	264, 000	306, 500	335, 100	363, 800
24	178, 000	232, 900	265, 700	308, 600	337, 200	365, 700
25	180, 700	234, 000	267, 600	310, 300	338, 600	367, 700
26	182, 400	235, 500	269, 500	312, 400	340, 500	369, 600
27	184, 000	236, 900	271, 300	314, 400	342, 400	371, 600
28	185, 700	238, 200	273, 100	316, 400	344, 300	373, 600
29	187, 200	239, 500	274, 800	318, 100	345, 900	375, 100
30	188, 900	240, 700	276, 700	320, 100	347, 800	376, 900
31	190, 700	241, 700	278, 600	322, 200	349, 700	378, 700
32	192, 400	242, 900	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300
33	194, 000	244, 200	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100
34	195, 400	245, 300	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500
35	196, 900	246, 500	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000
36	198, 400	247, 800	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	199, 700	248, 700	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	201, 000	250, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400

40	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	204, 800	254, 300	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	206, 100	255, 700	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	207, 400	257, 100	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	208, 700	258, 400	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	209, 800	259, 600	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
48	213, 700	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	214, 800	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	215, 900	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	216, 900	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	218, 000	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	220, 100	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	221, 000	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
56	222, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	222, 400	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	223, 300	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300

67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	

94	294, 900	342, 600		
95	295, 200	343, 100		
96	295, 600	343, 500		
97	295, 800	343, 700		
98	296, 100	344, 100		
99	296, 500	344, 500		
100	296, 900	344, 800		
101	297, 100	345, 100		
102	297, 400	345, 500		
103	297, 800	345, 900		
104	298, 100	346, 300		
105	298, 300	346, 800		
106	298, 600	347, 200		
107	299, 000	347, 600		
108	299, 300	348, 000		
109	299, 500	348, 500		
110	299, 900	348, 900		
111	300, 300	349, 200		
112	300, 600	349, 500		
113	300, 800	350, 000		
114	301, 000			
115	301, 300			
116	301, 700			
117	301, 900			
118	302, 100			
119	302, 400			
120	302, 700			

121		303, 100				
122		303, 300				
123		303, 600				
124		303, 900				
125		304, 200				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	130, 400	181, 900	203, 600
2	131, 300	183, 400	204, 800
3	132, 300	184, 900	206, 200
4	133, 200	186, 300	207, 500
5	134, 200	187, 600	208, 800
6	135, 200	189, 100	210, 200
7	136, 200	190, 500	211, 600
8	137, 200	191, 800	213, 000
9	138, 000	193, 200	214, 300
10	139, 000	194, 200	215, 900
11	140, 000	195, 500	217, 500
12	141, 100	196, 600	218, 900
13	141, 900	197, 800	220, 100
14	142, 900	198, 900	221, 600
15	143, 900	200, 000	223, 100

16	144, 900	201, 100	224, 400
17	146, 000	202, 100	225, 300
18	147, 200	203, 200	226, 000
19	148, 400	204, 200	226, 900
20	149, 600	205, 200	227, 900
21	150, 700	206, 100	228, 800
22	151, 900	207, 200	230, 300
23	153, 100	208, 300	231, 600
24	154, 300	209, 300	232, 700
25	155, 500	210, 200	234, 100
26	157, 000	211, 100	235, 400
27	158, 500	211, 800	236, 700
28	160, 000	212, 700	238, 000
29	161, 400	213, 600	238, 900
30	162, 900	214, 800	240, 100
31	164, 400	215, 800	241, 400
32	165, 900	216, 700	242, 600
33	167, 400	217, 300	243, 700
34	169, 200	218, 500	245, 000
35	171, 000	219, 600	246, 100
36	172, 800	220, 800	247, 300
37	174, 600	221, 400	248, 600
38	176, 300	222, 600	249, 700
39	178, 000	223, 800	251, 000
40	179, 700	224, 900	252, 300
41	181, 300	225, 800	253, 300
42	182, 700	227, 000	254, 600

43	184, 000	228, 000	255, 700
44	185, 400	229, 100	257, 000
45	186, 900	230, 200	257, 800
46	188, 200	231, 200	258, 900
47	189, 600	232, 300	260, 100
48	191, 000	233, 300	261, 100
49	192, 300	234, 300	262, 300
50	193, 400	235, 400	263, 500
51	194, 500	236, 500	264, 700
52	195, 700	237, 600	265, 600
53	196, 800	238, 700	266, 500
54	197, 900	239, 700	267, 600
55	198, 800	240, 600	268, 800
56	199, 900	241, 400	270, 000
57	201, 000	242, 300	270, 800
58	202, 000	243, 300	271, 800
59	203, 000	244, 300	272, 900
60	204, 000	245, 200	273, 900
61	205, 100	246, 000	274, 900
62	206, 000	246, 900	276, 000
63	206, 900	247, 800	276, 800
64	207, 800	248, 700	277, 900
65	208, 500	249, 500	278, 700
66	209, 300	250, 300	279, 500
67	210, 000	251, 100	280, 300
68	210, 800	251, 800	281, 100
69	211, 200	252, 500	281, 700

70	211, 800	253, 100	282, 500
71	212, 100	253, 500	283, 300
72	212, 600	253, 900	284, 000
73	212, 800	254, 100	284, 800
74	213, 400	254, 500	285, 500
75	213, 900	255, 000	286, 300
76	214, 600	255, 500	287, 100
77	214, 800	255, 800	287, 700
78	215, 500	256, 200	288, 200
79	216, 000	256, 700	288, 700
80	216, 600	257, 200	289, 100
81	217, 300	257, 500	289, 500
82	217, 700	257, 800	289, 900
83	218, 300	258, 100	290, 400
84	219, 000	258, 400	290, 900
85	219, 600	258, 600	291, 300
86	220, 100	258, 800	291, 900
87	220, 600	259, 100	292, 500
88	221, 300	259, 400	293, 100
89	221, 800	259, 600	293, 400
90	222, 400	259, 800	293, 900
91	223, 000	260, 200	294, 400
92	223, 500	260, 400	294, 800
93	223, 900	260, 700	295, 200
94	224, 400	261, 100	295, 700
95	224, 900	261, 400	296, 200
96	225, 400	261, 700	296, 700

97	225, 700	261, 900	297, 000
98	226, 200	262, 200	297, 400
99	226, 700	262, 400	297, 900
100	227, 200	262, 700	298, 400
101	227, 600	263, 000	298, 800
102	228, 100	263, 200	299, 200
103	228, 700	263, 500	299, 500
104	229, 300	263, 800	299, 800
105	229, 700	264, 000	300, 100
106	230, 200	264, 200	300, 500
107	230, 500	264, 500	300, 900
108	230, 900	264, 700	301, 300
109	231, 100	265, 000	301, 600
110	231, 500	265, 300	302, 000
111	232, 000	265, 600	302, 400
112	232, 400	265, 800	302, 700
113	232, 600	266, 000	302, 900
114	233, 100	266, 300	303, 200
115	233, 600	266, 500	303, 500
116	234, 100	266, 700	303, 700
117	234, 400	267, 000	303, 900
118	234, 800	267, 300	304, 200
119	235, 200	267, 600	304, 500
120	235, 600	267, 900	304, 700
121	236, 000	268, 100	304, 900
122		268, 300	305, 200
123		268, 600	305, 500

124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	
137		272,100	

備考 この表は、機器の運転操作その他事務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

第2条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、第16条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 1 号

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を定め、北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1973 号指令）を廃止する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

北海道市町村総合事務組合規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

(1) 組合構成団体である関係市の長 1人

(2) 組合構成団体である町村の長 14人

(組合議員の選挙)

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にある者をもってあてる。

2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

- 2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。
- 4 管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。
- 7 管理者には、給料を支給しない。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のう

ちからそれぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員は、非常勤とする。
- 5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 組合構成団体の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章 雑則

(事務の受託)

第14条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

(管理者への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成31年市町村第 号指令）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。

別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局（12）	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合
渡島総合振興局（16）	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構
檜山振興局（11）	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局（29）	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合
空知総合振興局（33）	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合
上川総合振興局（30）	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎

	組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外 3 町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構
留萌振興局（11）	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、留萌消防組合、北留萌消防組合、羽幌町外 2 町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合
宗谷総合振興局（17）	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク総合振興局（24）	大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡 3 町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、網走地区消防組合、広域紋別病院企業団
胆振総合振興局（12）	登別市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合
日高振興局（16）	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外 2 町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構
十勝総合振興局（24）	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝 2 町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合
釧路総合振興局（12）	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、

	釧路・根室広域地方税滞納整理機構
根室振興局（９）	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外２町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２４条第１項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市、森町、八雲町、長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町、白老町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、新得町、広尾町、大樹町、更別村、中札内村、足寄町、本別町、陸別町、幕別町、豊頃町、池田町、浦幌町、白糠町、石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合
2 消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３６条の３第１項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務	
3 水防法（昭和２４年法律第１９３号）第６条の２第１項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務	
4 水防法第４５条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に	

関する事務 5 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務 6 消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務 7 非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務	
8 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務	長沼町、新十津川町
9 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、

音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、

	広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外２町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝２町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外２町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合
10 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和３２年法律第１４３号）第４条第１項の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、札文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

議案第 2 号

平成 3 0 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 135 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 400, 636 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
1 分 賦 金		千 円 358,761	千 円 △9,076	千 円 349,685
	1 分 賦 金	358,761	△9,076	349,685
2 繰 越 金		3,000	12,549	15,549
	1 繰 越 金	3,000	12,549	15,549
3 諸 収 入		32,740	2,662	35,402
	1 雑 入	32,737	2,662	35,399
歳 入 合 計		394,501	6,135	400,636

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
2 総 務 費		千 円 17,148	千 円 89	千 円 17,237
	1 総務管理費	17,051	89	17,140
3 清 掃 費		372,322	6,046	378,368
	1 清 掃 費	372,322	6,046	378,368
歳 出 合 計		394,501	6,135	400,636

議案第 3 号

平成 3 1 年度南空知公衆衛生組合一般会計予算

平成 3 1 年度南空知公衆衛生組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 417, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は 5, 000 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金 額
1 分 賦 金		千 円 3 8 0 , 8 1 8
	1 分 賦 金	3 8 0 , 8 1 8
2 繰 越 金		3 , 0 0 0
	1 繰 越 金	3 , 0 0 0
3 諸 収 入		3 3 , 1 8 2
	1 雑 入	3 3 , 1 7 9
	2 預 金 利 子	3
歳 入 合 計		4 1 7 , 0 0 0

(歳 出)

款	項	金 額
1 議 会 費		千 円 6 5 4
	1 議 会 費	6 5 4
2 総 務 費		1 8 , 4 7 4
	1 総 務 管 理 費	1 8 , 3 7 7
	2 監 査 委 員 費	9 7
3 清 掃 費		3 9 4 , 8 6 7
	1 清 掃 費	3 9 4 , 8 6 7
4 公 債 費		5
	1 公 債 費	5
5 予 備 費		3 , 0 0 0
	1 予 備 費	3 , 0 0 0
歳 出 合 計		4 1 7 , 0 0 0

議案第 4 号

南空知公衆衛生組合公平委員会委員の選任について

次の者を南空知公衆衛生組合公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

住 所	空知郡南幌町栄町 1 丁目 4 番 2 号
氏 名	丸 谷 芙美子
生年月日	昭和 2 0 年 5 月 1 6 日